島本町

在宅高齢者の日常生活用具給付事業のご案内

～　在宅生活における火災予防のために　～

島本町では、在宅で生活している高齢者が安心して日常生活を送れるよう、日常生活用具の給付を行っています。

1. 給付対象となる用具・対象者

① 電磁調理器		② 火災警報器		③ 自動消火器	
対象者	在宅で生活している65歳以上のかたで、心身の機能低下により火災防止等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者など	**対象者**	在宅で生活している65歳以上のかたで、低所得の寝たきり高齢者、ひとり暮らし高齢者など	**対象者**	在宅で生活している65歳以上のかたで、低所得の寝たきり高齢者、ひとり暮らし高齢者など
用具の性能	電磁による調理器であって、高齢者が容易に使用できるもの	**用具の性能**	屋内の火災を煙または熱により感知し、音や光などで屋外等にも知らせる性能を備えたもの	**用具の性能**	室内温度の異常や炎を感知し、初期火災の消火のため自動的に消火液を噴出する性能を備えたもの

※「低所得」とは、生計中心者の前年分所得税が非課税である方をいいます。（1～6月申請の場合は前々年分）

2. 利用者負担

世帯の生計中心者の前年分所得税額に応じて、利用者負担があります。（1～6月申請の場合は前々年分）

3. 申請手続き

申請に必要な書類	申請・給付の流れ
次の書類を提出してください。 ● 高齢者日常生活用具給付申請書 ● 所得状況の調査に関する同意書 ● 希望する用具の見積書 ● 希望する用具が掲載されたカタログ等の写し （購入を希望する事業者へ本制度利用希望の旨を伝え、「見積書」の発行を依頼してください。） 申請前に、できるだけ担当課へご相談ください。	❶ 事前相談・申請 事業者を選定し、必要書類を揃えて町へ提出してください。 （申請書類を提出する前に、なるべく事前にご相談ください。）
	❷ 給付決定 審査のうえ、給付が認められると、町から申請者へ給付決定通知書および給付券を送付します。また、見積もりを取得した事業者へ町から連絡をします。
	❸ 用具の受け取り 届いた給付券を事業者に提出し、用具の納品を受けます。利用者負担額がある場合は直接業者へお支払いください。
	❹ 事業者からの請求 請求書・納品書・給付券を添えて事業者が町に請求。請求書等を審査のうえ、町が事業者に給付券の金額を支払います。

お問い合わせ・申請窓口	島本町役場　健康福祉部 高齢介護課　（本庁2階27番窓口） ☎ 075-962-2864